

3. 日高市学校跡地活用基本計画における活用の方向性の整理

(1) 学校跡地活用に向けた基本的な考え方及び留意事項

基本計画における学校跡地活用に向けた基本的な考え方及び留意事項は、以下のとおりです。

基本的な考え方	留意事項
① まちづくりの方針 第6次日高市総合計画等の各種上位計画に基づき、多角的に活用方法を検討	① 防災拠点 学校が指定避難所として担ってきた役割を踏まえ、新たな地域の防災拠点の確保又は継続した防災拠点の維持を検討
② 民間事業者等の活用 - 本市の経済性や市民サービスの継続に向けて民間事業者等の活用を検討 - 活用に当たっては民間事業者等が進出できる条件を検討	② 国庫補助金等の清算及び活用 - 国庫補助金等を財源として整備した建物等の財産処分について適切に対応 - 学校跡地の活用施設が国庫補助の対象となる場合、補助金制度を活用し、財政負担の軽減に努める
③ 地域の意向と地域の活性化 学校が担ってきた役割を踏まえ、地域の意向を把握し、地域の活性化に資する活用方法を検討	③ 法の規制 学校ではない用途として活用する場合の都市計画法や建築基準法、消防法等の規定に留意

(2) 活用の方向性

基本計画における旧高根中学校の活用の方向性は、以下のとおりです。

活用の方向性
○民間事業者等による活用を基本とする
○民間事業者等による活用については、市民アンケート調査、市民懇談会及びサウンディング型市場調査※において提案された内容に留意した活用を検討する
○売却、賃貸の順で検討を進める
○市街化調整区域により、土地の開発などが厳しく制限されるため、先行事例等を参考に、必要に応じて土地利用の規制緩和を検討する

※ 『サウンディング型市場調査』とは、市有地などの有効活用に向けた検討に当たって、民間事業者から広く意見及び提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査です。